

三池港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成27年10月

三池港港湾管理者

福岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成11年 9月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成11年11月 港湾審議会第170回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成15年 1月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成18年 6月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成18年11月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成20年11月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成21年 7月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成25年 8月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成26年 7月 福岡県地方港湾審議会

の議を経た三池港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 専用埠頭計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3
その他重要事項	4
1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	4

変更理由

三池港は、日本の近代化を支えた「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の1つとして世界文化遺産に登録された。

歴史的・文化的な世界遺産としての価値を有する施設を適正に管理及び保全するため、船渠地区において、専用埠頭計画等を変更する。

世界文化遺産に登録されたことを受け、その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

船渠地区において、専用埠頭計画に位置づけられている埠頭の一部を、世界遺産としての価値を有する施設の適正な管理及び保全を行うため、公共埠頭として次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

船渠地区

水深8.5m 岸壁3バース 延長420m [既設の変更計画]

埠頭用地 3ha (荷捌き施設用地及び保管施設用地) [既設の変更計画]

2 専用埠頭計画

公共埠頭計画に合わせて、専用埠頭計画を次のとおり計画する。

[専用埠頭計画]

船渠地区

水深8.5m 岸壁1バース 延長114m (専用) [既設]

水深7.0m ドルフィン1バース (専用) [既設]

既設

水深8.5m 岸壁3バース 延長420m (専用) [既設]

水深8.5m 岸壁1バース 延長114m (専用) [既設]

水深7.0m ドルフィン1バース (専用) [既設]

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、その周辺地域における既存の土地の利用状況を考慮し、土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地利用計画

用途 地区名	埠頭地 用地	港湾 関連地	交流 厚生地	交通 機能地	緑地	合計
船渠地区	(3) 3	(10) 10	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(14) 14

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

その他重要事項

1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

1-1 産業遺産の保全

三池港が有する日本の近代化を支えた歴史的・文化的な世界遺産としての価値を保全するため、その価値を構成する産業遺産の適切な保全に配慮しながら、港湾の開発及び利用に努める。